

## 基準日設定につき通知公告

当社は、令和3年3月23日を基準日と定め、同日午前10時現在の株主名簿上の株主をもって、令和3年3月31日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和3年3月8日

青森県弘前市大字岩賀1丁目5番地の1

ダイヘン青森株式会社

代表取締役 奥田 浩司